

# 保險商品審査事例集

令和6年12月

金融庁監督局保険課

## 保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅳにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当庁と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当庁の考え方を明らかにすることにより、商品審査における深度ある双方向の議論と、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することが期待される。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社において、創意工夫を凝らした商品開発等が行われることを期待する。

本事例集は、本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

### 1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《外貨建一時払終身保険等における目標値設定機能の新規取扱い取りやめについて》

本事例の「目標値設定機能」は、外貨建一時払終身保険等において保険契約者があらかじめ指定した解約払戻金の円換算額に到達した際に、自動的に円貨建ての終身保険等に移行する機能である。

この「目標値設定機能」について、移行後の円建て終身保険等に係る短期解約発生状況を踏まえ、より顧客利益に適う商品とする観点から、新規取扱いを取りやめることとした。

（コメント）外貨建一時払終身保険等では、払い込まれた保険料が外貨建資産で運用されることから、解約の際には、市場価格調整（MVA）が適用され、解約払戻金は解約時の市況の影響を受けて変動する仕組みとなっている。

こうした外貨建一時払終身保険の商品特性を踏まえ、「目標値設定機能」（以下、「本機能」という。）は、為替等の好転のタイミングにおいて自動的に運用成果を確保できるように導入された機能である（本機能を有する保険契約を「ターゲット型保険」という）。

他方で、本機能を有する外貨建一時払保険に関して、当庁は、「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」（2024（令和6）年7月5日）を公表し、「目標値に到達したターゲット型保険の多くが解約されていること」や「多くの販売会社において、解約後、乗換販売が発生していたこと」等の課題提起を行い、「販売会社又は組成会社において目標到達前にフォローアップ」することの重要性を指摘したところ。

本件は、保険会社において、本機能による目標値到達に伴う短期解約の発生状況を踏まえ、本機能が保険契約者に対して、外貨建一時払終身保険のメリットである一生涯の保障や、中長期での資産形成効果を十分に提供できていない要因となっていると分析し、商品組成会社として、顧客の最善の利益の追及の観点から、本機能の新規取り扱いを取りやめること（※）を決定したものである。

※ 本機能の新規取り扱い取りやめ後も、契約者からの申出による円建て終身保険契約への移行については可能としている。

## （２）法第５条第１項第３号イ（契約者等保護）、指針Ⅳ－１－４（危険選択）

《標準体向け商品に加入可能な顧客が誤って引受基準緩和型商品に加入することを防止するための措置》

引受基準緩和型商品の募集時には、その商品の特性に鑑み、本来、標準体向け商品に加入できる顧客が誤って引受基準緩和型商品に加入することを防止する措置を講じる必要がある。

（コメント）引受基準緩和型商品は、体況等の理由により標準体向け商品には加入できない顧客に対して保障を提供できるよう、保険会社が、標準体向け商品より告知を緩和する代わりに、保障範囲を制限したり、保険料を割高にしたりするなどして引き受けを行う商品である。このため、代理店等には、標準体向け商品より、保険料が割高な引受基準緩和型商品を販売するインセンティブが生じ得る。

このような商品性から、本来は標準体向け商品に加入可能な顧客に対し、例えば、「恐らく標準体向け商品には加入できないだろう」といった顧客や募集人の自己判断で引受基準緩和型商品に加入する（させる）と顧客にとって不利益を招くこととなる。

そのため、どちらの商品に加入可能か判断が付かない場合は、標準体向け商品に加入できなかった場合にのみ、引受基準緩和型商品に誘導する募集フローを構築する等、標準体向け商品に加入可能な顧客が誤って引受基準緩和型商品に加入することを防止する措置を講じる必要がある。

## （３）法第５条第１項第３号イ（契約者等保護）、指針Ⅳ－１－５（告知項目）

《告知の参考事項の取得方法について》

告知の際に、告知事項の他に任意で回答を求める項目（以下、「参考事項」）を設ける場合には、顧客が告知事項（必須回答）と誤認しないように工夫する必要がある。

（コメント）保険会社によっては、今後の商品開発やサービスの提供等に使用する目的のため、事業方法書上の定めに基づき、告知事項の他に参考事項への回答を

任意で求めるケースがある。この場合において、任意であるにもかかわらず、告知書の告知事項に埋め込む形で質問・回答欄を設けているものや、インターネットの申込画面において、当該項目に回答しないと次の画面に遷移しないものなど、実質的に必須事項として顧客に回答を強いるものが認められたため、任意回答であることを明らかにするよう是正を求めた事例である。

参考事項への回答を求める場合、顧客が必須回答と誤認しないよう配慮すると共に、当該回答が引受に影響するものではないことを明らかにする必要がある。例えば、告知書とは別の項・様式にする他、やむを得ず告知書の中に設ける場合には、任意回答であることを明示し、告知事項とは別の独立した枠に質問・回答欄を設ける等、また、インターネットの申込画面においては、回答と次の画面へ遷移する機能とを切り分けるなどが考えられる。

なお、言うまでも無く必要以上に顧客の個人情報を取得するべきではなく、その扱いは極めて保守的であるべきである。

## 2. 生命保険商品（算出方法書）

### （1）法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性および妥当性）、指針IV-5-1（保険料）

《年金保険の純保険料の算出方法について》

変額年金保険に係る算出方法書の審査において、その純保険料を営業保険料から付加保険料を控除した残額として定義しているものや、そもそも年金原資を定義していないといったケースが見受けられた。

こうしたケースについては、年金原資（保険給付）と純保険料（反対給付）との間に保険数理的な関係性を見出すことができず審査の実施が困難なため、年金原資と純保険料との間に保険数理に基づく合理的な対応関係がある算出方法書へ修正されていることを確認し認可を行った。

（コメント）年金保険においては、顧客の意向を踏まえた将来の年金設計を行い、それによって必要な年金原資が算出され、その年金原資の積立に向かってすべての商品設計がなされるとともに純保険料が決定されることから、年金原資は年金保険商品の根幹となるものである。

また、すべての保険商品には、予定利率等の適切な基礎率の設定が必要であり、この基礎率を通じ保険給付と純保険料（反対給付）には、保険数理に基づく合理的な対応関係が存在する。

本件の変額年金保険についても、特別勘定の積立金の運用成果に応じて最終的な年金原資が変動するものの、契約当初の年金設計にあたっては根幹となる年金原資（保険給付）と純保険料（反対給付）に合理的な対応関係があることを確認することが求められる。すなわち、保険給付たる年金原資が決定・定立していない限り、反対給付たる純保険料を決定できない点に十分留意すべきである。

### 3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

##### 《任意付帯補償の自動付帯への改定》

現行、任意付帯としている特約の自動付帯への改定及び既存の複数の特約を統合した特約を新設した上での既存特約の廃止の申請について、審査の過程で、当該特約の付帯状況及び当該特約の有無による保険料の増加幅等を踏まえ、当該改定が保険契約者へ与える影響について確認した。

（コメント）商品構成の簡素化による分かりやすさの向上及び補償範囲の誤認に伴う特約付帯漏れの防止等を目的として、従来は保険契約者が付帯の有無を選択できていた補償を自動付帯へ改定する等の商品開発事例が見られる。

これらは、上記メリットがある一方、契約時に保険契約者が付帯の有無を選択できなくなり、以下のような契約者保護および契約者利便に欠けるおそれが生じる場合がある。

- ・当該補償を不要と感じる保険契約者に対しても強制的に補償を提供することになるおそれ。または、自動付帯であることを十分理解していない保険契約者が、意図せず不要な補償に対する保険料を負担することとなるおそれ。
- ・保険料負担の軽減を目的に補償を削減したいとするニーズに応えられなくなるおそれ。

したがって、自動付帯への改定等に際しては、保険会社においてそのメリット・デメリットや、顧客に補償内容や保険料について十分に理解させる方法等を比較衡量したうえで、改定の判断を行うことが重要である。